

大阪市都市整備局住宅部建設課

会計年度任用職員（建築職）募集要項

1 募集人数

1名

2 業務内容

- 市営住宅の建設等に係る工事監理に関する業務
- ・建設工事等の工事現場における指示や確認、検査等の技術的な業務
 - ・各関係部署との協議や調整
 - ・設計変更対応
 - ・工事に伴う近隣住民対応 など

3 応募資格

- (1) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しないこと。
- (2) 2級建築士の受験資格要件（建築士法第15条）を満たす程度の知識及び実務経験を有すること。
- (3) パソコンソフト（Word、Excelなど）の基本的操作ができること。

以上(1)、(2)、(3)のすべてを満たす者がこの試験を受けることができます。

年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

ただし、日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は受験できない場合があります。

【地方公務員法第16条（抜粋）】

（欠格条項）

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（2回まで最長3年）

5 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

- ・午前9時15分から午後5時30分（休憩45分）
- ・週4日30時間

(2) 休日

水曜日、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始

(3) 勤務場所

大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所6階

※ただし工事現場等出張あり。

(4) 報酬等

報酬（月額）	176,436円～196,620円
期末手当（6月、12月に支給）	820,426円～914,280円（6月、12月の合計額）
年収見込	2,937,658円～3,273,720円

※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※採用初年度の6月における期末勤勉手当は、在職期間に伴う減額があります。

※上記の他に通勤手当や勤務実績に応じた手当（超過勤務手当等）が支給されます。

※上記報酬等は募集時点のものですが、給与改定等により採用時には変更されることがあります。

(5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、勤務時間に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：12日 付与期間：令和8年4月1日（任用日）～令和9年3月31日（任期満了日）
特別休暇	<p>【有給】</p> <ul style="list-style-type: none">・夏季休暇・忌引休暇・結婚休暇・産前産後休暇・配偶者分べん休暇・育児参加休暇・災害等による通勤時の出勤困難な場合 等 <p>【無給】</p> <ul style="list-style-type: none">・生理休暇・妊娠障害休暇・育児時間休暇・<u>子の看護等休暇※1</u>・<u>短期介護休暇※1</u>・ドナー休暇 <p>（※1）別途取得要件あり</p>

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。（別途取得要件あり）

(6) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険

(7) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(8) その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6 選考方法

- ・選考については、筆記試験及び口述(面接)試験の結果をもとに行います。
- ・筆記試験において一定の能力が認められ、口述試験の得点が基準点に達している方について、両試験の合計得点の最上位の者を合格者とします。
- ・採用の辞退があった場合には、次点者を繰り上げて合格とし、順次任用意向の確認を行います。
- ・受験者の成績が一定基準に達しない場合は、合格者がない場合があります。
- ・合格後、受験資格がないこと及び申込みの内容に虚偽等が認められた場合には合格を取り消すことがあります。

7 選考日時及び選考会場

(1) 筆記試験

日時・場所（予定）	試験内容
<p>日時：令和8年1月23日（金曜日） 午前10時45分集合 場所：大阪市都市整備局 6階 会議室（予定） ※ <u>応募人数により日時・場所については変更する場合があります。</u> ※ 詳細については文書にてお知らせします。</p>	<p>・建築業務に関する専門知識、思考力及び文章作成能力等について行います。 ・試験時間は、約1時間の予定です。</p>

(2) 口述（面接）試験

日時・場所（予定）	試験内容
日時：令和8年1月23日（金曜日） 場所：大阪市都市整備局 6階 会議室（予定） ※ 午後1時30分から順次実施する予定です。 ※ また、筆記試験と同様、応募人数により日時・場所については変更する場合があります。詳細については、文書にてお知らせします。	・個別面談により行います。

8 申込方法

次の申込書類（1）～（4）を郵便等で送付してください。

持参による申込受付は行いませんので、必ず郵便等の送付によりお申込みください。

なお、簡易書留または簡易書留に準ずるもので送付してください。送付中の事故については責任を負いません。また、料金が不足している場合は、受け付けません。

申込書類に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。なお、記載内容に虚偽等が判明した場合は合格を取り消します。

申込書類
<p>(1) 大阪市会計年度任用職員採用申込書 1通</p> <p>※過去3カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。</p> <p>※本市所定の様式に限ります。</p> <p>様式の取得先は、後述「採用申込書の取得先」をご参照ください。また、記入項目（職歴等）において記入欄が不足する場合は、別紙等に記載し添付してください。</p>
<p>(2) 申し立て書 1通</p> <p>※本市所定の様式に限ります。</p> <p>様式の取得先は、後述「採用申込書の取得先」をご参照ください。</p>
<p>(3) 2級建築士試験の受験資格要件を満たす程度の知識及び実務経験を有することが確認できる書類</p> <p>例：2級建築士試験受験票、合格通知書、不合格通知書の写し等</p> <p>※該当するかどうか不明な場合は、申込み前にあらかじめ担当までお問い合わせください。</p>

(4) 受験案内送付用の定型封筒（長型3号） 1通

320円分の切手を貼付し、郵便番号とあて先を明記してください。

○採用申込書の取得先

来庁される場合	大阪市都市整備局住宅部建設課（市役所本庁6階）にて、「住宅部建設課会計年度任用職員の採用申込書」を受け取りに来られた旨をお申し出ください。
インターネットによる場合	大阪市ホームページ（「市政」→「職員等採用」→「会計年度任用職員（一般職非常勤）の募集」→「任用期間別」→「期間が1年以内のもの」→「【令和8年4月1日～令和9年3月31日】大阪市都市整備局住宅部建設課会計年度任用職員（建築職）の募集について」）にアクセスのうえ、ダウンロードしてください。

9 申込の受付期間・提出先・受験案内の送付・結果発表等

受付期間	令和7年12月12日（金曜日）から令和8年1月13日（火曜日）まで ※令和8年1月13日（火曜日）必着とします。
提出先	〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市都市整備局住宅部 建設課 工事グループ (大阪市役所6階) ※「会計年度任用職員採用申込書等在中」と <u>朱書き</u> した封筒に申込書類(1)～(4)を入れて送付してください。 なお、送付中の事故については責任を負いません。 また、郵送料金不足の場合は受付を行いません。

○受験案内の送付

- ・試験時間等の詳細については、令和8年1月14日（水曜日）以降に受験者本人あてに文書にてお知らせします。
- ・令和8年1月19日（月曜日）までに文書が届かない場合は、お手数ですが、1月20日（火曜日）午前9時～午後5時30分の間に、6ページ「11 問合せ先」に記載の電話番号へ連絡してください。

○結果の発表

合否については、受験者本人あてに送付します。（令和8年2月上旬～中旬発送予定）
なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

10 その他

- ・提出書類に不備がある場合には、返送することがあります。なお、このために生じた申込みの遅延及び費用については一切責任を負いません。
- ・この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ・受験に際して大阪市が収集した個人情報は、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に保管します。
- ・初任給決定のため、必要に応じて職歴証明書及び卒業証明書の提出を求める場合があります。

11 問合せ先

- ・大阪市都市整備局住宅部建設課 工事グループ
〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号
電話：(06) 6208-9247

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。
(職員倫理規則)

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと